

# 一般社団法人 全麵協 素人そば打ち段位認定制度 認定審査員規程

## 第1条 目的

この規程は一般社団法人 全麵協(以下「全麵協」という)が、素人そば打ち段位認定制度実施要綱(以下「基本要綱」という)および同審査基準規程(以下「審査基準規程」)に基づき実施する段位認定会における審査員による審査が公平・公正・公明で、かつ統一的な見解により実施されるよう認定審査員及び認定審査に関する事項について定めることを目的とする。

## 第2条 認定審査員の選任及び任期

基本要綱第11条に定める、認定審査員の選任および任期は次のとおりとする。

### 1 特任審査員

- ① 特任審査員は段位認定事業部が推挙し、理事会において承認し理事長が委嘱する。ただし、段位認定事業部で推挙するにあたっては、各支部の意見を徴収するものとする。
- ② 特任審査員の任期は3年とし再任を妨げない。ただし、原則として3期を限度とする。

### 2 全国審査員

- ① 全国審査員は五段位認定者で、五段位認定から二年以上経過している者の中から、基本要綱第11条第2項に規定する条件を完全に満たしており、段位認定事業部において活動状況等について精査し、真に適任と認められる者を段位認定審査員選考委員会(以下「選考委員会」という)で推挙し、理事会に諮って理事長が任用する。
- ② 全国審査員の任期は**5年**とし、活動状況、適格性等について選考委員会において審査し更新するものとする。
- ③ 前2項による任用または更新手続きをする時は、任用または更新手数料**30,000円**を全麵協に納入しなければならない。
- ④ 全国審査員は全麵協が開催する全国審査員研修会に出席し、審査技術の向上に努めなければならない。

### 3 地方審査員

- ① 地方審査員は四段位に認定され基本要綱第4条第4項および第11条第3項に基づき全麵協が行う「地方審査員任用講習会」の受講を修了し、全麵協正会員代表者から推薦を受け、段位認定事業部における書類審査の上、選考委員会で適格性等の審査を経て、理事長が「地方審査員認定証」「地方審査員カード」を交付して任用する。
- ② 地方審査員の任期は**5年**とし、任用を希望する場合はその時点で更新の手続きをしなければならない。
- ③ 前2項による任用または更新手続きをするときは、任用または更新手数料**10,000円**を全麵協に納入しなければならない。
- ④ 前号の更新手続きをする場合は、第4条で定める「地方審査員審査技術研

修会」(以下「技術研修会」という)の研修を **5年間で3回以上**受講を修了し、再度、段位認定事業部における活動状況についての書類審査を受けるものとする。

### 第3条 特任審査員・全国審査員会議

- 1 段位認定事業部は第1条に規定する目的を達成するため、必要に応じて特任審査員・全国審査員合同会議または個別の会議を開催するものとする。この会議は、地方審査員及び段位認定会を開催する全麵協正会員(以下「開催主催者」という)並びに段位認定会受験者等から出された審査に関する疑問や質問に対して、統一した見解を出すとともに、審査員相互の見解の相違やバラツキについて協議し、審査が公平・公正に行われるようにするために開催するものとする。
- 2 特任審査員・全国審査員会議合同会議または個別の会議結果については、全麵協ホームページ等で速やかに公開し、地方審査員、段位認定会開催主催者及び段位認定会受験者等に知らせ審査の公平・公正を期すものとする。

### 第4条 地方審査員審査技術研修会

段位認定事業部は各支部と連携して、地方審査員任用講習会とは別に審査技術研修会を開催するものとする。この技術研修会は地方審査員として必要な知識と審査技術について研修を行うとともに、認定審査の模擬体験等を実施し地方審査員としての審査技能の向上を図るものとする。

### 第5条 段位認定会における審査員の選考

- 1 段位認定会における審査員の選考は、段位認定事業部が行うものとする。
- 2 段位認定事業部は地方審査員名簿を作成し、段位認定会における審査員として従事した状況を把握し、できる限り多くの地方審査員が審査を体験できるように配慮するものとする。

### 第6条 認定審査員の責務

- 1 認定審査員は、全麵協の主幹事業である素人そば打ち段位認定制度における段位認定会の審査員を務めているという自覚を持ち、審査のときだけでなく日々の言動にも十分配慮しなければならない。
- 2 全国審査員および地方審査員は、審査技能を向上させるため自己研鑽を怠らず、また、段位認定制度の普及と信頼性を高めるための活動を積極的に行わなくてはならない。
- 3 全国審査員および地方審査員は、全麵協及び各支部の行う各種行事、研修会等に積極的に参加して自己の審査能力の向上に努めなければならない。
- 4 認定審査員は、審査員を務めた時に知りえた受験者の個人情報や審査結果および得点などを絶対に他に漏らしたり、他に利用してはならない。
- 5 認定審査員は審査上発生した課題、問題点および段位認定制度の発展と普及についての提案を、全麵協事務局を通じて段位認定事業部に報告しなければならない。

## 第7条 開催主催者の責務

- 1 開催主催者は段位認定事業部および各支部並びに選任した審査員と連携して、公平・公正かつ公明な段位認定会の開催および審査が行われるよう努めなければならない。
- 2 開催主催者は個別の審査結果を受験者に交付し、審査結果を明らかにしなければならない。
- 3 開催主催者は、受験者の個人情報や審査結果の得点などを絶対に他に漏らしたり、他に利用したりしてはならない。
- 4 開催主催者は、各審査員の審査結果および段位認定会の審査並びに運営上の課題、問題点や提案についても全麵協事務局に報告しなければならない。
- 5 開催主催者は、段位認定部会が各支部と連携して開催する地方審査員審査技術研修会等にも積極的に参加するとともに、段位認定事業部が発行する「段位認定会開催と運営の手引き」を参照し、公平・公正かつ公明で円滑な段位認定会が開催できるように努めなければならない。

## 第8条 認定審査員の取消

全麵協認定審査員が次の各号の一に該当するときは、認定審査員としての認定を取消すものとする。この場合、認定審査員台帳の登載を抹消するとともに、交付してある審査員認定証および地方審査員カードを速やかに全麵協に返還しなければならない。

- 1 認定審査員の審査が公平・公正でないと疑念が持たれる場合および受験者の個人情報や審査結果を漏らす行為があり、段位認定事業部からの要請に基づき、理事会において認定審査員として不適任であると認めたとき。
- 2 認定審査員本人から辞任の申出があったとき。
- 3 地方審査員が更新手続きを行わなかったとき。ただし、外国赴任、病気入院等で更新手続きが行えない特別な事由がある場合は除く。

## 第9条 疑義の解決

本規程に疑義が生じたときは、段位認定事業部で検討して解決するものとする。ただし、重要な事項については理事会に報告するものとする。

## 附則

- この規程は、平成22年 6月15日から施行する。  
この規程は、平成24年12月 3日から施行する。  
この規程は、平成25年 2月18日から施行する。  
この規程は、平成26年 5月17日から施行する。  
この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。  
**この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。**